

カジキ釣り国際大会への招聘等業務委託仕様書

1 委託業務名

カジキ釣り国際大会への招聘等業務委託

2 業務目的

ひたちなか大洗地域を洗練されたリゾートとすることを目指して策定した「ひたちなか大洗リゾート構想」の取組の一環で、ひたちなか大洗地域において開催するカジキ釣り国際大会「OARAI International Billfish Tournament」を対象に、国内外のカジキ釣り愛好家等に対して発信力のある者を招聘することで、地域のブランド力向上や新たな顧客層獲得を図る。

3 業務内容

(1) カジキ釣り国際大会への参加者招聘

ア OARAI International Billfish Tournamentに参加する、国内外のカジキ釣り愛好家等に対して発信力のある者を招聘する業務について、企画・調整及び手配を行い、円滑に運営すること。

イ 招聘対象者及び実施時期は次のとおりとし、事業の趣旨を踏まえ適切な者を選定し、県と協議して決定すること。

(ア) 招聘対象者

- ・ 釣り業界等で話題性のある国内外の者、又は当該者が参加することにより国内外での大会認知度向上に繋がる者とする。
- ・ 原則として全日程に参加できる者とする。
- ・ カジキ釣り経験者が望ましいが必須とはしない。
- ・ 招聘人数は3名程度とする。

(イ) 招聘期間

- ・ 令和7年8月27日から同年9月1日までの5泊6日を想定（OARAI International Billfish Tournamentは8月29日から31日までの3日間を予定）。

ウ 招聘期間中のアテンドを行うこと（宿泊、食事、交通の手配を含む。また、被招聘者が乗る船舶に同乗する）。

エ 被招聘者の宿泊場所は、できる限りひたちなか大洗地域内とすること。

オ 通訳スタッフを手配すること（アテンドを行う者との兼任可能）。

カ 被招聘者に対して、大会参加に係る各種説明を行うこと（必要な通訳対応を含む。）。

- キ 被招聘者に対して、地域の魅力的なコンテンツ（食、絶景等）を体験させること。
- ク 被招聘者に大会や開催地域の魅力について情報発信させ、その結果をとりまとめて報告すること。
- ケ 委託料には、被招聘者の渡航費、宿泊費、移動費、保険料等を含む。
- コ 被招聘者の大会参加に当たり必要な船舶等は、大会主催者側で別途手配する。

(2) カジキ釣り国際大会に参加を希望する一般外国人の調整

- ア (1)の被招聘者以外で、OARAI International Billfish Tournamentへ参加を希望する一般の外国人と連絡、調整を行い、円滑に大会に参加できるようサポートをすること。
- イ 大会主催者に代わり、大会参加に係る各種説明を行うとともに、申込に必要な情報を収集し、あわせて大会参加費等の必要な費用の徴収を代行して行うこと。
- ウ 委託料には、一般参加外国人の渡航費、宿泊費、移動費、保険料、通訳手配料等は含まない。

(3) 海外大会派遣者の渡航支援

- ア OARAI International Billfish Tournamentの優勝者等をメキシコ・ロスカボスで開催されるカジキ釣り大会「Bisbee's Black & Blue」へ派遣するに当たり、派遣者と調整の上、その渡航に必要な航空機や宿泊施設の手配などの支援業務を行うこと（Bisbee's Black & Blueの日程は、令和7年10月20日から25日（現地時間）までを予定）。
- イ 委託料には、派遣者の渡航費、宿泊費、移動費、保険料、通訳手配料等は含まない。

5 事業成果品

委託業務完了報告書 1部

※併せて業務関連データ一式を電子データで納品すること。

6 納品期限及び納品場所

- (1) 納品期限 令和7年12月26日
- (2) 納品場所 茨城県政策企画部地域振興課

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。

- (2) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うものとする。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- (5) 成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び利用権は、全て県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。